

第 3 7 号議案

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市第 2 0 7 9 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出するものである。